

定年引上げによる退職手当基本額の改正内容（令和5年4月1日～）

※年齢及び退職時年齢については、「年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）」による。

※この資料で例示している算定額は「退職手当基本額」のみであり、対象となる者には別途調整額が加算されます。

1 退職事由について

退職事由 ①：定年 ②：旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職 ③：自己都合 等

支給率 ①②：定年の支給率 ③：退職事由と勤続年数に応じた支給率

※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

~59歳	60歳	61歳		~3/30	3/31
		~3/31			
③		②			①

2 特例定年について

定年年齢以外の年齢を定年と定めている職の者が対象（条例で定める年齢）

例）現在の定年年齢61歳（定年引上げ前60歳）以外の年齢を定年年齢と定めている職（用務員63歳定年、医師65歳定年 等）

※旧定年年齢が60歳の者（定年引上げ対象者）は、「特例定年」には該当しない。

※退職手当請求の際「該当部分の定年年齢の規定」を添付すること。

3 定年特例について

定年年齢に達した日以後最初の3月31日に発令により退職する日を延長した場合（地方公務員法第28条の7）

例）現在の定年年齢：61歳

令和7年3月31日（61歳に達した日以後最初の3月31日）付け発令：

「〇〇条例第〇条第〇項の規定により令和8年3月31日まで勤務を延長する。」

令和8年3月31日付け発令：定年退職（退職事由は「定年特例」）

※定年年齢引上げに係る延長とは別の規定であること。（各団体の定年に関する条例に規定が必要）

4 定年退職した場合の算定方法

※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

(1) 60歳以降の給料月額が7割支給となる者

	～3/31			4/1～
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳
(2)勤続年数	28年	29年	30年	31年
(3)支給率（定年）			②40.80375	⑤42.31035
(4)給料月額			①400,000	④280,000（退職時）
		※60歳定年退職の場合 ①×② = 16,321,500 (③)		※60歳に達した日以後最初の4/1～退職日までの期間 ④× (⑤-②) = 421,848 (⑥)
(5)退職手当基本額 (③+⑥)	<u>16,743,348 (③+⑥)</u>			

(2) 60歳以降も60歳時の給料月額となっている者（団体の都合により7割措置となっていない者）

	～3/31			4/1～
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳
(2)勤続年数	28年	29年	30年	31年
(3)支給率（定年）			40.80375	②42.31035
(4)給料月額			400,000	①400,000（退職時）
				①×② = 16,924,140
(5)退職手当基本額	<u>16,924,140</u>			

※請求書類提出時の添付書類

7割措置としない「根拠となる規程の写し」又は「理由書」